

経済産業常任委員会報告書

令和元年6月18日第2回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された事件について審査した結果を下記のとおり報告する。

令和元年 8 月 28 日

七飯町議会議長 木 下 敏 様

経済産業常任委員会
委員長 長谷川 生 人

記

1 事件名

議案第30号 七飯町森林環境譲与税基金条例の制定について

2 審査の経過

令和元年6月20日、7月23日、31日、8月28日の4日間、委員会を開催し、経済部長、農林水産課長の出席を求め、審査を行った。

3 決定及び理由

(1) 決 定

原案可決

(2) 理 由

当委員会に付託された七飯町森林環境譲与税基金条例（以下「条例」という。）は、国から譲与される森林環境譲与税を後年度の森林整備等に充てるため、七飯

町森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置し、積み立てていくものである。

条例の主な内容は、次のとおりである。

第1条は、基金の設置について規定している。

第2条は、積立額に関する規定で、基金に積み立てる額は、国から譲与される森林環境譲与税の額に基づき、予算で定める額としている。

第3条は、基金の管理に関する規定で、基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管するものとしている。

第4条は、運用益金の処理に関する規定で、基金の運用から生じた収益等（預金利子等）については、この基金に繰り入れるものとしている。

第5条は、繰替運用に関する規定で、基金に属する現金を一般会計に歳計現金として繰り替えて運用することができるとしている。

第6条は、基金の処分に関する規定で、基金の処分は、必要な事業に要する経費の財源に充てるときに限り可能な旨を定めており、他の基金条例と同様に金融機関に保険事故が発生した場合の基金の処分についても定めている。

第7条は、基金に属する現金の保全に関する規定で、他の基金条例と同様に基金を預金として預けている金融機関に保険事故が発生した場合の預金額と債務の相殺について定めている。

第8条は、委任に関する規定である。

附則として、施行期日を公布の日からとしている。

委員からは、森林環境譲与税の仕組み、税額、使途について質疑があった。

これに対して町からは、森林環境税は、税として徴収する森林環境税と、徴収した税を森林の整備に使う森林環境譲与税の2つの税から構成されている。はじめに、森林環境税については、令和6年度から個人住民税の均等割の納税者から国税として1人当たり年額1,000円を徴収し、国に納めるものである。

次に、森林環境譲与税は、国に納められた税を森林の整備等に充てるため、国から市町村や都道府県に譲与するものであり、森林環境税に先行して平成31年度（令和元年度）から開始され、森林環境税の徴収が開始される令和6年度までの森林環境譲与税の原資は、国が借入金により対応するとの回答であった。

また、森林環境譲与税の使途については、森林整備や森林整備を促進するための人材育成等に活用し、林野庁において使途を示していることから、これらの使

途に沿って事業を実施していくとの回答であった。

以上のことを留意の上、条例の内容を審査したところ、国から譲与される森林環境譲与税を後年度の森林整備等に充てるための基金の設置であることから、採決の結果、出席委員の全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。